

PCB特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入要領

－ PCB廃棄物保管等事業者の皆様へ －

PCB特別措置法第8条第1項に基づく保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））の届出に際しては、届出様式に記載の「備考」の他、以下の記入要領をよくお読みいただいた上で、これらに従って記入していただくようお願いします。

記入が適切でない場合は、修正をしていただくことになります。

また、当該届出に係るPCB廃棄物やPCB使用製品に、PCBが含有していないことが判明した場合、新たにPCB廃棄物の保管やPCBの使用製品の所有が判明した場合等、届出状況に変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。

*改正法等により、必要な届出等が追加されることとなったため、**別表1**を参考に、変更等があった場合は、該当の届出書を提出してください。

記入要領

●記入表

- ・届出様式第1号（一）には、1. ①から2. ③までの表があります。全ての表を届出てください。該当しない表がある場合は、その表に「該当なし」と記載してください。

●届出者の記載欄

- ・法人にあつては、「氏名」欄に登記等で用いている正式な名称を記入してください。法人格のない任意の団体については、団体名及び代表者の氏名ではなく、当該処理に責任を有する個人の氏名を記入してください（任意団体の名称の記入を希望する場合は、個人の氏名の後に括弧書きで記入してください。）
電話番号は、届出の状況について確認させていただくことがございますので、必ず記入してください。

●保管の場所及び所在の場所

- ・廃棄物又は使用製品の所有に係る事業場ごとに作成してください。保管事業場及び所在事業場の所在地は、同じ住所で記入してください。
また、保管及び所在の場所も、同じ住所で記入してください。
- ・廃棄物又は使用製品の所有に係る事業場に変更があった場合は、速やかに「様式第2号」の届出書を提出してください。

●届出書における廃棄物の記載

原則として、1台ずつ数えることのできるトランス等の電気機器は、電気機器ごとに1行に1台ずつ記入してください。ただし、家庭用電気製品等から取り外した小型のコンデンサなど1つの容器に多量に保管されている場合は、保管されている容器ごとに1行に1容器ずつ記入してください。（記入例を添付していますので参考にしてください。）

1) 「番号」

- ・ 1台ずつ数えることができる電気機器については、1台（1個）毎に整理番号を記入してください。小型電気機器等が1つの容器に多量に保管されている場合は、保管されている容器毎に整理番号を記入してください。（同一の廃棄物の種類で、型式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入していただく事が可能です。）
- ・ 前年度の届出で既に整理番号がある廃棄物については、その番号を記入することとなりますが、前年度届出で1行に複数台まとめて記入したため整理番号が1つしかない場合は、その整理番号の末尾に枝番号を付して記入してください。

例：13年7月15日時点の保管状況等の届出時に「⑬-003」と記載としていたもの
→ 「⑬-003-01」「⑬-003-02」

2) 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

- ・ 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、別表2の廃棄物の分類表から、該当する種類の表記を選択して記入してください。該当する種類がない場合は「その他の廃棄物（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。
- ・ 製品名、略号、事業場内での呼称などの記載はしないでください。以下のとおり表記を統一してください。

統一表記	記載してはいけない表記の例
コンデンサ (コンデンサー)	蓄電器、キャパシタ、ケミコン、PCB入りコンデンサ 進相コンデンサ
トランス	変圧器、Tr、PT、トランスフォーマー

《対象廃棄物が「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」である場合の留意事項》

- ・ 「廃棄物の種類」欄に「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（○○○○）」と記載し、○○○○中には、別表2の廃棄物の分類表から、該当する種類の表記を選択して記入してください。

（記載例） 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高圧トランス）

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高圧コンデンサ）

※上記のような場合に、廃棄物の種類欄に単に「高圧トランス」や「高圧コンデンサ」と記入することのないよう、記載の徹底をお願いします。

- ・ 「参考事項」の欄に当該絶縁油中のPCB濃度を記載してください。推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います。

（記載例） PCB濃度 45mg/kg

PCB濃度 50mg/kg（推定）

PCB濃度不明

- ・ PCBを含む油のうち、当該油が、電気機器等に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物となったもの（柱上トランス油は除く。）又はPCB濃度が5,000mg/kg以下のものである場合は、「廃棄物の種類」欄に「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCBを含む油）」と記載してください。

※製造工程ラインで絶縁油が微量のPCBにより汚染された場合や、微量PCB汚染

廃電気機器等から絶縁油を抜油した場合は考えられます。

※「参考事項」欄に、当該絶縁油又は廃油中のPCB濃度を記載してください。

推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います。

(記載例は上記参照)

- ・ウエス又は汚泥等のうち、微量PCB汚染絶縁油が染み込み又は付着したものが廃棄物となったもの又はPCB濃度が5,000mg/kg以下のものである場合は、「廃棄物の種類」欄に「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ウエス)」又は「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(汚泥)」等と記載してください。

※「参考事項」欄に、染み込み又は付着した微量PCB汚染絶縁油中のPCB濃度又は当該廃棄物中のPCB濃度を記載してください。推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います。(記載例は上記参照)

《対象物が現在使用中の電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等である場合の留意事項》

- ・「製品の種類」欄に「微量PCB汚染電気機器等(〇〇〇〇)」と記載し、〇〇〇〇には、別表2の廃棄物の分類表を準用して、該当する種類の表記を選択して記入してください。

(記載例) 微量PCB汚染電気機器等(高圧トランス)

3) 「廃棄物の型式等」

- ・電気機器については、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入してください。
- ・「定格容量」は、電気機器の大きさを把握する手がかりとして重要ですので、必ず電気機器の定格容量の数値を単位と合わせて記入してください。

単位には、「KVA」、「KW」、「μF」、「pF」、「VA」等があります。

定格容量(KVA)が不明の場合は、機器の寸法(幅×奥行×高さ)をmm単位で記入してください。

例：「1,200×1,200×600」のとき「1,200×1,200×600」

「1m×1m×0.5m」のとき「1,000×1,000×500」

- ・「表示記号等」は、PCBを使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入していただくものです。該当する種類を選択して、記入して下さい。該当する種類がない場合は、「その他」を選択し、「その他()」とし、()内にできる限り具体的に記入してください。不明の場合は、不明と記入してください。

【表示記号等】

- ①不燃(性)油 ②不燃性(合成)絶縁油 ③シバノール ④富士シンクロール油
⑤カネクロール油 ⑥塩化ビフェニル ⑦AF式 ⑧DF式 ⑨AFP式
⑩冷却方式LNAN ⑪その他

- ・電気機器ではない場合は、「廃棄物の型式等」の記入は不要です。

4) 「処分予定年月」

- ・「処分予定年月」は、PCB廃棄物の処分を委託することを予定している年月を記入してください。

- ・処分業者と調整している場合は、当該調整に係る処分予定年月を記入してください。ただし、処分業者と調整を終えていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入してください。
- ・低濃度PCB廃棄物についても、処分を委託することを予定している場合は、処分予定年月を記入してください。

5) 「量」

- ・「台数又は容器の数」には、1台ずつ数えることができる電気機器は、台数（個数）を、その他のものについては保管又は所有している容器の数（缶数等）をそれぞれの単位とともに記入してください。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数（缶数等）を単位とともに記入してください。「総重量」の欄には、全体としての総重量を記入してください。（1台あたりの重量×台数等）その他のものについては、容器込みでの重量を記入してください。（読みとれない場合や銘板がない場合等で重量が不明である場合は推定でも結構ですので必ず記入してください）
- ・重量はkg単位で記入してください。重量が不明の場合であっても、推定でも結構ですので、必ず記入してください。
- ・液状の廃棄物や、廃感圧紙、ウエス、汚泥等の場合も、重量をkg単位で、容積をL（リットル）単位で、両方を単位とともに記入してください。容積しか分からない場合であっても、推定でも結構ですので重量は必ず記入してください。

6) 「区分」

- ・廃棄物のPCB濃度区分として、「高濃度」又は「低濃度」のいずれかに該当するものを選択して記入してください。
- ・「高濃度」とは、法第2条第2項に規定する高濃度PCB廃棄物又は同条第4項に規定する高濃度PCB使用製品の略称です。
- ・「低濃度」とは、高濃度PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品以外のPCB廃棄物又はPCB使用製品の総称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）第2項第1号イ、同条第2号イ及び第3号イに該当する廃棄物も従前のおり含まれます。

- ・微量PCB汚染廃電気機器等

- 電気機器またはOFケーブルに使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの（微量PCB汚染絶縁油）
- 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、または封入されたものが廃棄物となったもの（微量PCB汚染物）。
- 微量PCB汚染廃油と微量PCB汚染物を処分するために処理したもの（微量PCB処理物）

- ・微量PCB汚染廃電気機器等を除く、PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃油、汚染物、処理物

- ・電気機器がPCBを使用しているか否かについては、多くの場合、機器の銘板に記載されている型式等で判別が可能です。

判別方法の詳細については（一社）日本電機工業会ホームページ

(http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)や各電気機器メーカーのホームページを参照してください。

- ・なるべく確認を行い、正しい区分を記入してください。区分の判別ができない場合は、「濃度区分」の欄に「区分不明」と記入してください。

7) 「保管の状況」

- ・なるべく下の表のいずれかの表記例を記入した上で、その状態について特記すべき事項があれば記入してください。該当するものがない場合は、「その他」を選択し、「その他()」として、()内にできる限り具体的に記入してください。
- ・トランスやコンデンサなどの電気機器の外側ケースは保管容器ではないので、そのまま保管している場合は「容器無し」または「無」としてください。
- ・新たにPCB廃棄物の保管状況を届け出る場合や、既に届出たPCB廃棄物の保管状況に変更があった場合は、保管しているPCB廃棄物の保管状況が分かる写真を届出書に添付してください。

容器の性状の表記	適用
容器無し または 無	保管容器に収納していない場合。トランス等を裸で保管している場合も含む。
金属製箱	金属製の箱に収納して保管している場合。
ドラム缶 (〇〇L)	ドラム缶 (金属製) に収納して保管している場合。左記「〇〇L」中には、容量を記入してください。不明の場合は「容量不明」と記入してください。
ペール缶 (〇〇L)	ペール缶に収納して保管している場合。左記「〇〇L」中には、容量を記入してください。不明の場合は「容量不明」と記入してください。
一斗缶	金属製の一斗缶に収納して保管している場合。
プラスチック容器	プラスチック製のタンク、ケース等に保管している場合。
段ボール箱	廃感圧紙などを段ボール箱に収納して保管している場合。
コンクリート槽	汚泥等をコンクリート槽に保管している場合。
屋外タンク	屋外タンクに収納して保管している場合。
屋内タンク	屋内タンクに収納して保管している場合。
その他 () に収納	上のいずれでもない容器に保管している場合。 () に具体的な容器の性状、材質、寸法その他、運び出しの可否などを記入する。

- ・「漏れ等のおそれ」について、容器等に収納されていて、外部への漏れはないものの、収納されている機器本体からの漏れやにじみがある場合は、漏れの程度に応じて、「機器ににじみ跡あり」、「容器ににじみ跡あり」、「容器内に液だまりあり」と記入ください。

8) 「処分業者との調整状況」

- ・「処分業者との調整状況」には、処分業者と委託契約締結済みである場合は、契約締結年月を記入してください。
- ・J E S C O（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）に登録済みの場合は、登録番号も記入してください。（s, k, t, c, t b, t cのいずれかから始まる9ケタの数字）

高濃度PCB廃棄物 処理委託先

トランス・コンデンサ：J E S C O豊田PCB処理事業所

安定器等・汚染物：J E S C O北九州PCB処理事業所

低濃度PCB廃棄物 処理委託先：無害化処理認定施設

（別紙一覧表を参考にしてください。）

9) 「廃棄予定年月」

- ・「廃棄予定年月」は、高濃度PCB使用製品を廃棄することを予定している年月を記入してください。低濃度PCB使用製品についても、「廃棄予定年月」が分かる場合は、記入してください。
- ・「廃棄」とは、PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することは含まれません。したがって「廃棄予定年月」は、廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入してください。

10) 「参考事項」

- ・PCBを含む油は、できる限り「参考事項」欄にPCB含有濃度及び主たる油の名称（灯油、洗浄油、有機塩素溶剤等）を記入してください。
- ・汚泥等については、できる限り「参考事項」欄にPCB含有濃度（推定でも可）及び含水率等を記入してください。